

総行管第 175 号
総情郵第 99 号
健発 0618 第 7 号
令和 3 年 6 月 18 日

各 { 都 道 府 県 知 事
都道府県選挙管理委員会委員長
保健所設置市長
特 別 区 長 } 殿

総務省自治行政局選挙部長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定患者等の特例郵便等投票及び濃厚接触者の投票について（通知）

第 204 回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和 3 年法律第 82 号。以下「特例法」という。）により、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の特例が定められました。また、特例郵便等投票の手續の詳細等については、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和 3 年政令第 175 号。以下「特例令」という。）及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行規則（令和 3 年総務省令第 61 号。以下「特例則」という。）により定められたところです。

一方、濃厚接触者については、特例郵便等投票の対象とはされていませんが、濃厚接触者が投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票することが可能であることについて、国会審議においても明らかにされました。

については、下記のとおり特定患者等の特例郵便等投票に係る留意事項を取りまとめるとともに、併せて、濃厚接触者の投票所等における投票に係る留意事項を取りまとめましたので、貴職においては、全庁的な協力体制を構築し、その運用に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県の選挙管理委員会においては、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、周知をお願いします。

なお、本件通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定

に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 特例郵便等投票の対象

1 対象者（特例法第3条第1項関係）

(1) 特例郵便等投票の対象者は、選挙人で特定患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であって、次のいずれかに該当するものをいう。）であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）である。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項又は検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（以下「外出自粛要請」という。）を受けた者

② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（以下「隔離・停留の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

※ 濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象ではないことに留意すること。

(2) 特定患者等選挙人が、特例郵便等投票を行うためには、投票用紙及び投票用封筒の請求があった時に外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下「選挙期間」という。）にかかると見込まれる必要がある。

2 対象となる選挙（特例法附則第1項及び第2項関係）

特例法の施行の日（令和3年6月23日）以後その期日を公示され又は告示される選挙

第2 特例郵便等投票の方法及び方法

特例郵便等投票の方法及び方法は以下のとおりであるので、各選挙管理委員会においては、その事務に遺漏のないようにするとともに、選挙人及び在外選挙人に対して周知すること。

特に、特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないこととされている（特例法第5条）ことから、特定患者等選挙人において感染拡大防止に必要となる措置について周知徹底すること。

1 投票用紙及び投票用封筒の請求（特例法第3条第2項関係）

(1) 投票用紙及び投票用封筒の請求書等の入手

ア 特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）

の請求は、文書（以下「請求書」という。）による必要がある。

各市区町村の選挙管理委員会は、請求書の様式をウェブサイト等に掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷ができるようにすること。また、総務省のウェブサイト（※）にも請求書の様式を掲載する予定であるほか、当該様式の電子データも配布するので、必要に応じて活用すること（別添1参照）。

※ https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

イ 特定患者等選挙人が請求書を郵送により送付するに当たっては、料金受取人払の方法によるよう日本郵便株式会社から要請されているところ、そのためには、各市区町村の選挙管理委員会について承認を受けた表示（以下「受取人払郵便物の表示」という。）をした封筒により郵送する必要がある（別添2参照）。

市区町村の選挙管理委員会は、前記アの請求書の様式のほか、選挙の期日の公示又は告示の日の一定期間前から選挙の期日前4日までの間、受取人払郵便物の表示の様式をウェブサイト等に掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷し、私製の封筒に貼付等することができるようにすること。当該様式の電子データを配布するので、必要に応じて活用すること。

ウ 特定患者等選挙人が請求書を郵送するに当たっては、請求書等を封入した封筒を、更にファスナー付きの透明のケース等に封入するよう日本郵便株式会社から要請されていることから、特定患者等選挙人に対し、可能な限りファスナー付きの透明のケース等を用意するよう周知すること（手元に当該ケース等がない特定患者等選挙人については、知人等に入手を依頼するよう促すことが考えられる。）。

なお、後述のとおり、特定患者等選挙人においてファスナー付きの透明のケース等の入手が困難である場合は、手元にある透明のケース、透明のビニール袋等に封入し、テープ等で密封することも差し支えない。

エ 市区町村の選挙管理委員会は、特定患者等選挙人から電話等により求めがあった場合には、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を特定患者等選挙人に対して郵送等により交付すること。

オ 施行日後直近に選挙の執行を予定している選挙管理委員会においては、保健所から自宅療養者に対して感染防止協力依頼書（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第23条の4第1項の書面をいう。以下同じ。）を交付する際等に、併せて請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を交付（同封）するよう保健所に依頼することが考えられる。

また、宿泊療養者に対しては、宿泊施設の職員等から請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を配布するよ

う、都道府県の選挙管理委員会を通じて宿泊施設を運営する都道府県の保健福祉部局等と連携して取り組むこと。

(2) 請求書の記載（特例令第1条第1項関係）

ア 請求は、選挙の期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う必要がある（選挙の期日の公示又は告示日以前においても請求することができる。）。

※ 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法施行令第65条の2に規定する者を除く。以下「在外選挙人」という。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。

イ 請求書の記載（封筒への封入等を含む。）に当たっては、作業前に必ず手指衛生を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用することが望ましいので、特定患者等選挙人に対し、別添啓発素材等により、その徹底を周知すること。

ウ 請求書には、特定患者等選挙人本人が署名（点字によるものを除く。）する必要がある。

(3) 書面の提示等（特例令第1条第1項及び第2項関係）

ア 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示（同封）する必要がある。

当該書面とは、具体的には、次に掲げる書面をいう。

① 感染防止協力依頼書（別添4参照）

② 検疫法による外出自粛要請（同法第14条第1項第3号）に係る書面（同法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第4条の3）（別添5・6参照）

※ 別添5の書面は、検疫所名が表示された状態で交付される。

③ 検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第1項第1号又は第2号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面（別添7・8参照）

④ 感染症法第18条第1項の規定による就業制限の通知に係る書面（以下「就業制限通知書」という。）

※ ④の就業制限通知書については、感染症法第18条第1項の規定による就業制限の通知を受けた者は、同法上、外出自粛要請又は同法第26条第2項において読み替えて準用する同法第19条第1項の規定による入院の勧告若しくは同条第3項の規定による入院の措置等を受ける（自宅療養者、宿泊療養者又は入院患者のいずれかとなる）ことから、選挙人が入院患者であると疑われる場合には、個別に確認を行うこと。

上記の書面は、差し迫った必要がある場合等には、投票用紙等の請求の時に特定患者等に交付されていない場合がある（感染症法施行規則第23条の4第1項ただし書等参照）。このように、上記の書面を提示することができない特別の事情がある場合は、特定患者等選挙人が、その旨を理由を付して

申し出る必要がある（後記2（2）エ(イ)参照）。

イ 特定患者等選挙人が、公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する者である場合には、引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請をする必要がある。

また、特定患者等選挙人が選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の交付を受けている場合は、投票用紙等の請求に当たり、これらを併せて提示する必要がある（南極選挙人証にあっては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において請求する場合、在外選挙人証にあっては衆議院議員又は参議院議員の選挙において請求する場合のみ。）。

※ これらの書面の提示等を要するため、ファクシミリやオンラインによる請求はできないものであること。

（4）請求書等の郵送等

ア 請求書等を郵送する場合は、日本郵便株式会社からの要請を踏まえ、できる限り次の方法により発送するよう、周知すること。

① 請求書及び添付書類を受取人払郵便物の表示をした封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中・投票在中」の「請求書在中」に○の記号を記載するなどして選択する。

② ①の封筒を更にファスナー付きの透明のケース等に封入し、当該ケースの表面を、アルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒する。

なお、ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難である場合は、手元にある透明のケース、透明のビニール袋等に封入し、テープ等で密封し、当該ビニール袋等の表面を消毒することも差し支えない。

③ ②を郵便ポストに投かんする。

イ ③について、患者が請求書等を郵送する場合は、同居人や知人等（患者でない者）に投かんを依頼することとなる。

その際、当該投かんを担う者は次の点に留意するよう、周知すること。

- ・ 忘れず、速やかに投かんすること。
- ・ 患者と接触せずに受け渡しを行うこと。
- ・ 必ず作業前後での手指衛生とマスクの着用を行うこと。さらに、使い捨て手袋の着用が望ましく、この場合は、投かん後に直ちに廃棄すること。

※ 当該同居人が濃厚接触者である場合も、郵便ポストへの投かんについては、「不要不急の外出」には当たらず、当該同居人に投かんを依頼することは可能である。

※ 投かんは、患者本人が依頼することが原則であるが、一人暮らしをしており、投かんを依頼できる人もいない等の理由により、やむを得ず同居人、知人等に投かんを依頼できない旨の相談があったときは、必要な援助について個々の地域の実情に応じて検討されたいこと。

また、宿泊療養者が請求書等を郵送する場合は、宿泊施設の職員等が代わ

りに投かんするよう、各選挙管理委員会と宿泊施設を運用する都道府県の保健福祉部局等との間で連携を図ること。

2 投票用紙等の交付（特例令第1条第3項関係）

（1）選挙人名簿等との対照等

ア 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、投票用紙等の請求を受けた場合は、請求者が選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されているかどうかを選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照する。

イ 都道府県の議会の議員又は長の選挙においては、請求者が公職選挙法第9条第3項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する者である場合にあっては、次のいずれかの方法により確認する。

① 提示された引続居住証明書類を確認する。

② 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認する。

（2）特定患者等であること等の確認

ア 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、提示された外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面により、次の2点を確認する。

① 請求者が、特定患者等であること。

② 請求の時において外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれること。

イ ①の確認は、就業制限通知の提示があった場合に、請求書に記載された送付先の住所が病院であるなど、入院患者からの請求である可能性があるときは、特例法第4条の規定による市区町村の選挙管理委員会からの求めに対する保健所等からの情報提供により、当該請求者が上記第1の1の特定患者等であること（外出自粛要請等を受けていること）を確認する。

ウ ②の確認は、次の方法によることが考えられる。なお、たとえ外出自粛要請期間等が選挙期間にかかる場合であっても、投票用紙等の請求時点で既に外出自粛要請等期間が終了している場合には、特例郵便等投票を行うことはできないことに留意すること。

(ア) 提示された外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の「協力を求める期間」に終期が明記されている場合には、形式的に当該期間が選挙期間にかかると見込まれることを確認する。

(イ) 「協力を求める期間」に退院基準（※）のみが記載されており、特定の日が終期として記載されていない場合は、当該退院基準に照らして外出自粛要請等期間が選挙期間にかかる蓋然性があることを確認する。

なお、この「蓋然性」については、特定患者等選挙人の投票機会を確保しようとする特例法の趣旨に鑑み、厳格に解する必要はないが、市区町村の選挙管理委員会の委員長において明らかに外出自粛要請等期間が選挙

期間にかからないと判断する場合には、エにより個別に情報の提供を求めて確認することとなる。

- ※ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和3年2月25日最終改正）に定める期間（別添9参照）

エ 情報の提供（特例法第4条関係）

(ア) 市区町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）又は検疫所長は、市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

(イ) 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、次のような場合には、当該情報の提供により、請求者が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認（以下「特定患者等であること等の確認」という。）を行うこととなる。

- ① 請求者において、書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、その旨を理由を付して申し出た場合
- ② 特定患者等選挙人が提示した書面のみでは特定患者等であること等の確認ができない場合

(ウ) この情報の提供は、特定患者等選挙人から求めがあった場合に個別に行う方法に限られない。例えば、差し迫った必要があるなどの理由により、保健所において外出自粛要請に係る期間の開始と同時に外出自粛要請に係る書面の交付ができていないなどの場合には、保健所から市区町村の選挙管理委員会に対し、あらかじめ、当該市区町村の外出自粛要請を受けている者のリスト（以下「対象者リスト」という。）を、選挙期間中交付し、市区町村の選挙管理委員会において、請求書と対象者リストを照合することで、上記の確認を行うことも考えられる。

※ なお、上記(ウ)の方法は、差し迫った必要があるなどの理由により、外出自粛要請に係る書面の交付ができておらず、特定患者等選挙人から求めがあった場合に個別に情報の提供を行う方法によることも困難であるときに許容される方法であることに留意すること。

※ 保健所を設置する市又は特別区においては、選挙管理委員会の職員を保健所の職員に併任等し、保健所の職員として、システム等により特定患者等であること等の確認を行うことも考えられる。

(3) 投票用紙等の発送

ア 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、(1)及び(2)の後、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日

以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市区町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに) 投票用紙及び投票用封筒を当該特定患者等選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

この場合において、投票用紙等の請求時に選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

イ 投票用紙等の発送に当たっては、次のものを同封すること。

- ① 投票用紙及び投票用封筒 (内封筒及び外封筒)
- ② 受取人払郵便物の表示をした返信用封筒 (速達扱いとすること。)
- ③ ファスナー付きの透明のケース等 (②を入れるためのもの)
- ④ 特定患者等選挙人から外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示されたときは、当該書面
- ⑤ 特定患者等選挙人から選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証を提示されたときは、当該証明書等

ウ 自宅療養者に対して投票用紙等を郵送する場合、自宅療養者本人への確実な交付を担保する観点から、追跡記録を残すため、レターパック、書留等によることが考えられる (書留による場合は、速達扱いとすること。)

この場合、非対面配達によるよう日本郵便株式会社から要請されているので、次の表示をすること。

レターパックプラス・書留の場合	レターパックライトの場合
<p>3.0cm</p> <p>【非対面限定】 ・非対面了承 ・無断置配禁止</p> <p>6.0cm</p>	<p>3.0cm</p> <p>【非対面限定】</p> <p>6.0cm</p>

備考

- 1 上記表示は、郵便物等の表面に明瞭に表示すること。
 ※ 料額印面部、追跡番号等を隠さないように表示すること。
 ※ 可能な限り、届け先欄の付近に表示すること。
- 2 表示の大きさは、上記を最小とする。
- 3 背景は黄色とするが、カラー印刷が困難な場合は白黒としても差し支えない。
- 4 郵便物等の表面に受取人の電話番号を記入すること。

エ 宿泊療養者に対して投票用紙等を郵送する場合、特定患者等選挙人に確実に送付できるよう、宛名欄には「気付」表示をすること (「〇〇ホテル 気付 △△ □□様 (受取人の氏名)」等)。

この場合、宿泊施設の職員等が使者として代わって受領することとなるので、都道府県の選挙管理委員会は、宿泊施設を運営する都道府県の保健福祉部局等と連携し、代わって受領した投票用紙等を宿泊療養者本人に確実に交付するよう、宿泊施設の職員等に周知徹底すること。

3 特例郵便等投票の方法（特例令第1条第4項の規定により読み替えて準用する公職選挙法施行令第59条の5）

（1）投票の記載

ア 上記2により投票用紙等の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら（※1）当該選挙の公職の候補者一人の氏名（※2）を記載しなければならない。

※1 特例郵便等投票においては、代理記載制度（公職選挙法第49条第3項参照）は設けられていない。

※2 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の公職選挙法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の同法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称。

イ 投票の記載（封筒への封入等を含む。）に当たっては、請求書の記載（1（2）ウ）と同様に、特定患者等選挙人が、作業前に必ず手指衛生を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用することが望ましいので、特定患者等選挙人に対し、その徹底を周知すること。

（2）投票の送付

ア 特例郵便等投票は、投票用紙等の交付を受けた市区町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）又は指定在外選挙投票区の投票所を閉じる時刻までに（特例令第2条第1項において読み替えて適用する）公職選挙法施行令第60条第2項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならないので、できるだけ早期に送付をするよう周知すること。

イ 特定患者等選挙人が特例郵便等投票を郵送する場合は、日本郵便株式会社の要請も踏まえ、次の方法によるよう周知すること。

① 特定患者等選挙人は、（1）により記載した投票用紙を内封筒に入れて封をし、更に外封筒に入れて封をする。

② ①により封をした外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に署名（点字によるものを除く。）する。

③ ②の外封筒を更に市区町村の選挙管理委員会から交付された受取人払郵便物の表示をした返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中・投票在中」の「投票在中」に○の記号を記載するなどして選択する。

④ ③の封筒を更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、当該ケースの表面を、アルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒する。

⑤ ④を郵便ポストに投かんする。

ウ ⑤について、患者が特例郵便等投票を郵送する場合の郵便ポストへの投かんは、請求書等の郵送の場合（上記1（4）イ）と同様に、同居人や知人等

又は宿泊施設の職員等に投かんを依頼することとなる。

4 特例郵便等投票の送致等(公職選挙法施行令第 60 条から第 65 条まで及び第 65 条の 13 (特例令第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 関係)

4 の手続については、公職選挙法第 49 条第 2 項の規定による郵便等による不在者投票の場合と基本的に同様であるが、その概要を示すと次のとおりである。

(1) 特例郵便等投票の送致

市区町村の選挙管理委員会の委員長は、特例郵便等投票の送付を受けた場合には、これを選挙人が属する投票区(在外選挙人の投票にあつては、指定在外選挙投票区)の投票管理者(当該投票区が指定関係投票区等である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票管理者)に、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに送致しなければならない。

(2) 不在者投票に関する調書

ア 特定患者等選挙人が登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿に、特例令第 1 条第 1 項から第 3 項までの規定によりとった措置の明細についても記載しなければならない。

イ 市区町村の選挙管理委員会の委員長は、不在者投票に関する調書に、アの不在者投票事務処理簿に基づき特例郵便等投票に係る概略についても記載する(特例則第 3 条)。

(3) 投票所の閉鎖前に送致を受けた特例郵便等投票の措置

投票管理者(指定関係投票区等(指定在外選挙投票区である指定関係投票区等を除く。))の投票管理者を除く。(4)において同じ。)は、投票所を閉じる時刻までに(1)による特例郵便等投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

(4) 特例郵便等投票の受理不受理等の決定

ア 投票管理者は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、(3)により保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

イ 投票管理者は、アにより受理の決定を受けた投票については、投票用封筒を開いて、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。アにより受理すべきでないとして決定された投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に公職選挙法施行令第 63 条第 1 項の規定による不受理の決定があった旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

(5) 特例郵便等投票の投票用紙の返還等

ア 交付を受けた特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所、共通投票所及び期日前投票所においては、使用することができない。

イ 特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、特例郵便等投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒を返して、

当日投票又は期日前投票（在外選挙人にあつては、公職選挙法第 49 条の 2 第 1 項の規定による投票を含む。）をすることができる。

また、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市区町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

(6) 投票所閉鎖後に送致を受けた特例郵便等投票の措置

投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に（1）による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、投票用封筒の裏面に受け取った年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

第 3 特例郵便等投票に係る市区町村の選挙管理委員会、投票所及び開票所における感染防止措置

市区町村の選挙管理委員会、投票所及び開票所においては、特定患者等選挙人の請求書等又は投票用紙等を取り扱うこととなることから、次に掲げる感染防止措置を講じること。

- ① 作業前後の手指衛生及びマスクの着用を行うこと。さらに、清潔な使い捨て手袋の着用が望ましく、この場合は、作業後、直ちに廃棄すること。
- ② 定期的な換気の励行（窓の開放による場合、換気回数を毎時 2 回以上（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。また、空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2 方向の壁の窓を開放すること。窓が 1 つしかない場合は、ドアを開けること（※）。）

※ 「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（リーフレット）」（令和 2 年 4 月 5 日改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

- ③ その他、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 26 日付け総行管第 76 号各都道府県選挙管理委員会委員長宛て総務省自治行政局選挙部長通知。以下「令和 2 年 2 月 26 日付け通知」という。）等の累次の通知及び事務連絡において示した感染防止対策を徹底すること。

※ なお、新型コロナウイルスの残存期間に係る次の報告も踏まえ、作業前後の手指衛生の徹底等を前提として、請求書等及び投票用紙等の消毒は不要と考えられる。

- ・ プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどあるが、表面との接触による感染は具体的な報告がない（世界保健機関）。
- ・ ステンレス、プラスチック、ガラス等は、屋内で 3 日（72 時間）以内に 99% 減少する。表面との接触による感染は主要な感染経路ではなく、リスクは低いとされる（米国疾病予防管理センター）。

第 4 特例郵便等投票に係る選挙管理委員会、保健所等における運用上の留意事項

1 選挙管理委員会における準備

(1) 料金受取人払の承認請求

ア 上記のとおり、特例郵便等投票においては、特定患者等選挙人から市区町村の選挙管理委員会の委員長に対する投票用紙等の請求及び投票の郵送には、料金受取人払の方法によるよう日本郵便株式会社から要請されている。

イ 料金受取人払の方法による場合は、内国郵便約款第 61 条の規定により、受取人である各市区町村の選挙管理委員会が、あらかじめ受取人払取扱郵便局に対して承認の請求を行い、その承認を受けなければならない。

また、料金受取人払の承認を受けようとする場合、日本郵便株式会社所定の書面にその請求に係る表示の見本を添えて受取人払取扱局に提出する必要があることから、各市区町村の選挙管理委員会は、「料金受取人払承認請求書」(別添 3)を作成するとともに、受取人払郵便物の表示をした見本を作成し、受取人払取扱局に承認の請求を行うこと。

※ 料金受取人払は、受取人払郵便物に用いるべき封筒の数量が 100 枚以上であることが利用の条件であるため、特定患者等選挙人が 100 人に満たない場合であっても、その後の増加が見込まれるものとして、封筒の数量は 100 通以上として請求すること。なお、この取扱いは、日本郵便株式会社も了解している。

ウ 日本郵便株式会社の承認には、一定の時間を要するので、特に直近に選挙の執行を予定している市区町村の選挙管理委員会においては、速やかにその承認の請求を行うこと。

エ 承認を受けた場合には、上記イにより作成した受取人払郵便物の表示をした封筒に、受取人払取扱局から指示された承認番号の表示を行い、ウェブサイト等にその様式を掲載等するとともに、投票用紙等の交付の際に当該封筒を同封すること。

(2) 物資の調達

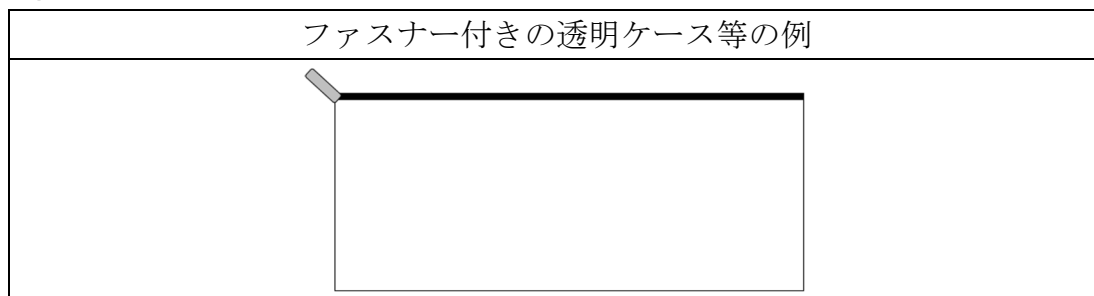
ア 特例郵便等投票には、少なくとも次の物資の調達が必要となるので、各選挙管理委員会においては、選挙の執行に間に合うようにその調達を行うこと。

① 投票用封筒 (外封筒及び内封筒)

※ 特例郵便等投票に用いる投票用封筒の様式は、公職選挙法第 49 条第 2 項の規定による郵便等による不在者投票に用いる投票用封筒の様式と同一である。

② 受取人払郵便物の表示をした返信用封筒

③ ファスナー付きの透明のケース等



備考

- 1 郵便物より一回り大きな大きさとする。
- 2 内容物となる郵便物の宛名等を視認できるように外装の色は透明とすること。
- 3 消毒を行うため、濡れに強い材質であること。
- 4 内容品を確実に密封できるようにファスナー付きのものとする。
- 5 輸送等作業中に万が一にも破損しないような一定の強度とすること。

イ 各選挙管理委員会において、管内の特定患者等選挙人の人数を把握していない場合は、物資の調達に必要となることから、あらかじめ保健所に情報提供を求めること。

(3) 選挙人に対する周知

ア 各選挙管理委員会においては、保健所が感染防止協力依頼書を交付する際等に、感染防止協力依頼書にあわせてチラシを同封する等により自宅療養者に対して啓発素材を配布できるよう、保健所と連携して取り組むよう努めること（さらに、直近に選挙の執行を予定している場合には、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒又はその様式及びファスナー付きの透明のケース等を交付することが望ましい。）。

また、宿泊療養者に対しては、宿泊施設において啓発素材を配布するよう、宿泊施設を運営する都道府県の保健福祉部局等と連携して取り組むこと（さらに、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を宿泊施設に備え付ける等して配布すること。）。

イ 総務省において、投票の手続や方法を解説した啓発素材を作成しているので、各選挙管理委員会においては、必要に応じて活用すること。また、各保健福祉部局においては、宿泊療養者又は自宅療養者への案内を記したウェブサイト等がある場合には、総務省の作成した投票の手続や方法を解説したウェブサイトのリンク（※）を貼ること等により、周知に協力すること。

※ https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

ウ 各選挙管理委員会においては、ウェブサイトへの掲載、投票所入場券への記載（投票所入場券を送付する際に啓発素材を同封する方法を含む。）など、各種媒体を活用し、特定患者等選挙人のみならず、住民に広く特例郵便等投票制度について周知すること。その中で、特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪）が設けられていることについても周知すること。

また、「第5 濃厚接触者の投票」に記載する濃厚接触者の投票に関する取扱いについても、投票所入場券への記載等により周知すること。

2 感染防止協力依頼書の交付の徹底

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）においては、感染症法第44条の3第2項の規定により協力を求める場合には、感染症法施行規則第23条の4第1項の規定に基づき、求める協力の内容、協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知すること。同項において、当該事項を書面により通知しないで感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った

必要がある場合は、この限りでないこととされているが、同条第2項において、この場合には、できる限り速やかに交付しなければならないこととされており、特定患者等選挙人は、交付された書面を提示することにより、投票用紙等の請求を選挙の期日前4日までに行わなければならないこととされていることに留意すること。

また、当該書面には、別添4に準じ、名あて人を明記するとともに、上記の事項を市区町村の選挙管理委員会が一見して分かるように、明確かつ確実に記載すること。感染防止協力依頼書は、これらの内容が記載されるものであれば、別添4に準じた様式に限らず、各地方公共団体において定めた様式を用いて差し支えないこと。

なお、一時的に感染防止協力依頼書の発行業務が選挙に起因して急増する場合の職員への超過勤務手当や臨時的に雇用する職員の賃金に要する経費については、国政選挙においては国庫が負担するものであり、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に基づき交付される選挙執行委託費により措置されること。

3 選挙管理委員会、保健所及び都道府県の保健福祉部局等の連携

(1) 連絡体制の構築

ア 市区町村の選挙管理委員会と保健所は、特例郵便等投票に関する事務の実施に当たり、緊密に連携する必要があることから、あらかじめ連絡窓口を把握しておくなど、連絡体制を構築すること。

イ 都道府県の保健福祉部局等は、当該都道府県の選挙管理委員会と連携し、市区町村の選挙管理委員会と保健所との連絡体制を構築するに当たって必要な支援を行うこと。

(2) 感染防止協力依頼書の交付に係る全庁的な体制の構築

現下の感染状況においては、感染症法施行規則第23条の4第1項の「感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合」に該当するものとして、感染防止協力依頼書を直ちに交付できていない場合もあると考えられる。各地方公共団体の保健福祉部局及び保健所においては、引き続き感染拡大防止対策に取り組む必要があり、感染防止協力依頼書の交付への対応が難しいことも考えられることから、各地方公共団体においては、保健福祉部局及び保健所の業務の状況に鑑み、感染防止協力依頼書の交付の実施に向けて、全庁的な体制の構築に取り組まれないこと。仮に感染防止協力依頼書の交付が難しい場合は、(3)に記載する情報の提供について対応を行うこと。

(3) 保健所の選挙管理委員会に対する情報の提供

ア 特例法第4条の規定により、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、市区町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の申出があったときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、特例郵便等投票に関する事務の実施に

必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができることとされたことを踏まえ、市区町村の選挙管理委員会と緊密に連携すること。

イ 保健所は、市区町村の選挙管理委員会から、特定患者等であること等の確認をするために情報の提供の申出があったときは、投票用紙等の交付に係る事務は短い選挙期間の中で迅速に行う必要があることに鑑み、速やかに必要な情報を提供するよう努めること。

ウ 保健所を設置する市又は特別区の選挙管理委員会は、当該保健所に対し、当該市又は特別区の感染防止協力依頼書の様式、交付状況等に係る情報の提供を求めるとともに、感染防止協力依頼書が直ちに交付されていない状況がある場合には、特定患者等であること等の確認のために当該保健所に求める情報の提供の内容をあらかじめ確認しておくこと。

エ 都道府県の選挙管理委員会は、当該都道府県の保健福祉部局等に対し、当該都道府県の感染防止協力依頼書の様式、交付状況等に係る情報の提供を求めるとともに、感染防止協力依頼書が直ちに交付されていない状況がある場合には、市町村の選挙管理委員会が特定患者等であること等の確認のために当該都道府県の保健所に求めるべき情報の提供の内容をあらかじめ確認しておくこと。

また、これらの情報について、都道府県の選挙管理委員会にあっては管内の市町村の選挙管理委員会に、都道府県の保健福祉部局等にあっては当該都道府県の保健所に、それぞれ周知すること。

(4) 周知等における連携

各選挙管理委員会と保健所は、特例郵便等投票制度の周知、請求書等の配布等について、連携して取り組むよう努めること。

第5 濃厚接触者の投票

1 濃厚接触者は、検査結果は陰性であることから、「不要不急の外出」等を控えるよう要請されているものの、制度上、宿泊療養や自宅療養の協力要請に従わない場合に入院勧告、入院措置等の対象となりうる患者とは、その取扱いに差があるものである。

もとより、濃厚接触者が投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票することが可能である。

この場合、各投票所等においては下記3の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、濃厚接触者が自ら、手指衛生及びマスク着用といった感染防止対策を講じること。

2 保健所及び各選挙管理委員会は、濃厚接触者から投票について相談があった場合には、上記1について説明すること。

あわせて、投票に当たっては、①自身の体調や感染防止対策に十分注意すること、②投票所等において必要な感染防止対策等を求める場合があること、③投票所等に移動する際は、公共交通機関以外の方法によることについて説明すること。

- 3 投票所等においては、令和2年2月26日付け通知以降の累次の通知及び事務連絡を参照し、定期的・積極的な換気、消毒液の設置、人と人との距離の確保などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 4 投票所等において、濃厚接触者から申告があった場合には、投票管理者等は、地域の実情に応じて、例えば、次の方法により投票させることも考えられる。
 - ・ 濃厚接触者に記載前的手指衛生及びマスクの着用を行わせるとともに、可能であれば清潔な使い捨て手袋を着用させる。
 - ・ 濃厚接触者の次以降の受付順の選挙人を一定時間待機させる、濃厚接触者を別室で待機させ、他の選挙人が少なくなった際に投票させるなど、濃厚接触者とその他の選挙人の投票を時間的に分ける。
- 5 各選挙管理委員会は、上記1のとおり、濃厚接触者が投票所等において投票することが可能であることについて、投票管理者、投票立会人、投票事務従事者及び選挙人に対して周知を徹底すること。

【参考】別添資料一覧

(別添1) 特例郵便等投票請求書

(別添2) 受取人払郵便物の表示

(別添3) 料金受取人払承認請求書

(別添4) 感染防止協力依頼書

(別添5) 健康カード(入国される皆さまへのご協力のお願ひ)

(別添6) 外出自粛(入所)要請書

(別添7) 隔離決定書

(別添8) 停留決定書

(別添9) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」(令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和3年2月25日最終改正)

(別添10) 啓発素材